

奈良県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和四年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		名 称	主たる事務所の所在地	株式会社 ライフネ ット	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類	指定年月日
		名 称	所 在 地	ライフネ ット			
				香芝市下田東 一―四六四― 四			
				福祉用具貸与・ 介護予防福祉用 具貸与・特定福 祉用具販売・特 定介護予防福祉 用具販売			令和四年八 月一日